

## 別紙1 定義一覧（第1条関係）

※50 音順検索

### 1. 維持管理企業

事業者から維持管理業務を直接に受託し又は請け負う者である\_\_\_\_\_をいう。

### 2. 維持管理業務

要求水準書において維持管理に関する業務の内容として要求された以下の業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「維持管理」とは、当該業務を行うことをいう。

- (1) 公園等施設保守管理業務
- (2) 建築物保守管理業務
- (3) 建築設備保守管理業務
- (4) 備品等保守管理業務
- (5) 植栽維持管理業務
- (6) 清掃業務
- (7) 環境衛生管理業務
- (8) 警備業務
- (9) 修繕・更新業務

### 3. 運営・維持管理期間

各本件施設に関し、当該本件施設の供用開始日を始期とし、令和30（2048）年3月31日（ただし、本契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日）を終期とする期間をいう。

### 4. 運営企業

事業者から直接運営業務を受託し又は請け負う者である\_\_\_\_\_をいう。

### 5. 運営業務

要求水準書において運営に関する業務の内容として要求された以下の業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、第10号所定の業務は、第43項に定義された自主事業に係る一切の業務をいい、「運営」とは、当該業務を含め、運営業務を行うことをいう。

#### 【共通事項】

- (1) 運営管理業務
- (2) 大会・イベント等運営支援業務
- (3) 広報・誘致業務
- (4) 災害時対応業務

#### 【公園全体】

- (5) 公園内行為の受付許可及び使用料の徴収等業務
- (6) プレイリーダー配置業務（任意）

**【運動施設】**

- (7) 駐車場・駐輪場管理運営業務
- (8) 利用料金の収受及び還付業務
- (9) 公益財団法人日本陸上競技連盟公認再取得業務

**【自主事業】**

- (10) 自主事業

6. 運営事業全体計画書

第 20 条第 1 項から第 3 項までに基づき事業者が市に提出し、市の承認を得た最新版の運営事業全体計画書をいう。

7. 開業準備期間

各本件施設に関し、要求水準書に基づき事業者提案で定められた日から当該本件施設の供用開始日までの期間をいう。

8. 開業準備業務

要求水準書において開業準備に関する業務の内容として要求された以下の業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「開業準備」とは、当該業務を行うことをいう。

- (1) 供用開始前の広報活動
  - ア インターネットホームページの開設・運営
  - イ パンフレットの作成・配布
- (2) 供用開始前の予約受付業務
  - ア 予約受付の準備
  - イ 予約受付の開始
- (3) 開館・開場式典及び内覧会等の実施業務
  - ア 開館・開場式典及び内覧会の実施
  - イ 開館・開場記念イベントの実施
- (4) 開業準備期間中の維持管理業務及び運営準備業務
- (5) その他の効果的な活動

9. 開業準備業務計画書

開業準備業務の業務責任者が作成し、第 25 条第 2 項に基づき事業者が市に提出する開業準備スケジュールその他計画書をいう。

10. 開業準備業務報告書

開業準備業務の業務責任者が作成し、第 26 条第 2 項に基づき事業者が市に提出する開業準備業務報告書をいう。

11. 開庁日  
西宮市の休日定める条例（平成3年西宮市条例第22号）に定める行政機関の休日以外の日をいう。
12. 完成図書  
要求水準書資料18に規定される仕様及び部数の完成図書をいう。
13. 既存施設  
本契約締結日において事業用地に存在する別紙2（事業概要）第3項に示す施設（これらに付随する外構、施設及び設備を含む。）をいう。なお、既存施設のうち、同別紙第2項に含まれる施設を除き、本事業において事業者が本契約に従いその解体・撤去を行うものを特に「解体施設」という。
14. 基本協定  
本事業に関し、市と落札者との間で\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に締結された基本協定書（その後の変更を含む。）をいう。
15. 基本設計図書  
要求水準書資料16に規定される仕様及び部数の基本設計図書をいう。
16. 基本計画書  
第60条第1項に基づき施設供用等業務の業務責任者が作成し、第23条第2項に基づき統括管理責任者が市に提出する基本計画書をいう。
17. 業務計画書  
各種調査の調査計画書、設計業務計画書、工事監理業務計画書、施工計画書、月間工程表、セルフモニタリング計画書、運営事業全体計画書、年度業務計画書、及び開業準備業務計画書の総称をいう。
18. 業務報告書  
施設整備業務に係る報告書（説明及び報告の類も含む。）並びに施設供用等業務に係る日報、月報、四半期報告書及び年間報告書の総称をいう。
19. 供用開始日  
各本件施設に関し、当該本件施設が実際に供用開始される日をいう。
20. 供用開始予定日  
各本施設に関しては、当該本施設に係る供用開始予定日（運営・維持管理期間の開始予定日）として事業スケジュールに定められた日をいい、本施設以外の本件施設に関しては、【本契約締結日】をいう。
21. 協力企業  
事業者へ出資せず、事業者から本業務の一部を直接受託する又は請け負う者であつて、落札者の構成員ではない者をいう。
22. 経過利息

別紙6（サービス対価の構成及び支払方法）に定めるサービス対価Bの割賦金利の計算に用いる利率に基づき、履行日から支払日までに生じた利息をいう。

23. 建設企業

事業者から直接建設業務を受託し又は請け負う者である\_\_\_\_\_をいう。

24. 建設業務

要求水準書において施設整備業務の内容として要求された業務のうちの、設計業務及び工事監理業務以外の業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「建設」とは、当該業務を行うことをいう。

25. 工事監理企業

事業者から工事監理業務を直接に受託し又は請け負う者である\_\_\_\_\_をいう。

26. 工事監理業務

要求水準書において施設整備業務の内容として要求された業務のうちの工事監理業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「工事監理」とは、当該業務を行うことをいう。

27. 工事監理者

本工事に関し、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理をする者をいう。

28. 構成員

落札者を構成する企業のうち、事業者に出資する者であって、事業者から本業務の一部を直接受託する又は請け負う者をいう。

29. 個別業務

本業務のうち、施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務並びに民間提案施設業務のそれぞれ又は総称をいう。

30. サービス対価

本契約に基づく事業者の債務履行に対し、市が支払う対価をいう。なお、サービス対価の詳細は、別紙6（サービス対価の構成及び支払方法）に記載のとおりとする。

31. サービス対価（施設供用等業務費相当分）

別紙6（サービス対価の構成及び支払方法）に記載されるサービス対価のうち開業準備業務の対価（サービス対価C）並びに運営業務及び維持管理業務の対価（サービス対価D、E）の総合計金額相当分をいう。

32. サービス対価（施設整備費相当分）

別紙6（サービス対価の構成及び支払方法）に記載されるサービス対価のうち施設整備費及び割賦金利をいう。

### 33. 事業期間

本契約締結日を始期とし、理由のいかんを問わず本契約が終了した日又は運営・維持管理期間満了日のいずれか早く到来した日を終期とする期間をいう。

### 34. 事業者提案

落札者が入札手続において市に提出した事業者提案、市からの質問に対する回答書その他当該応募者が本契約締結日以前に提出した一切の書類をいう。

### 35. 事業年度

毎年4月1日から始まる1年間をいう。ただし、最初の事業年度は、本契約締結日から2024年3月31日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の4月1日から事業期間の終了日までをいう。

### 36. 事業用地

別紙2（事業概要）第1項所定の用地で、その詳細を要求水準書資料1に示す事業対象範囲に係る土地であって、本事業に供する土地をいう。

### 37. 指定管理者

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定義される指定管理者であって、本件施設のうち公の施設に該当する部分に係る市の条例の規定に基づき、本件施設のうちの公の施設の管理にあたる者をいう。

### 38. 実施設計図書

要求水準書資料17に規定される仕様及び部数の実施設計図書をいう。

### 39. 事業スケジュール

別紙3（事業スケジュール）記載の本事業に係る事業遂行日程をいう。

### 40. 施設供用等期間

各本件施設に関し、当該本件施設に係る運営・維持管理期間をいうが、当該本件施設が本施設の場合には、それに先立つ当該本施設に係る開業準備期間との総称をいうものとし、事業スケジュールに定められた日（ただし、本施設については、当該本施設の引渡日の翌日でなければならない。）を始期とし、当該本件施設に係る運営・維持管理期間満了日を終期とする期間をいう。

### 41. 施設供用等業務

本業務のうち開業準備業務、運営業務及び維持管理業務を総称していう。

### 42. 施設整備業務

要求水準書において施設整備業務の内容として要求された以下の業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務（要求水準書に基づき、本施設等の建設のため、事業者が市からの提示資料以外に測量、地質調査等を実施することが必要と判断した場合において自らの責任と費用負担において実施した測量、調査等の関連業務を含む。）をいうものとする。なお、「施設整備」とは、当該業務を行うことをいう。

- (1) 設計及び設計関連業務
  - ア 設計図書の作成（透視図を含む。）
  - イ 設計に関わる各種協議・手続き等
- (2) 建設及び建設関連業務
  - ア 建設工事等
  - イ 工事に伴う近隣対策
  - ウ 完成検査及び完了確認
  - エ 完成図書の作成
  - オ 建設に関わる各種協議・手続き等
- (3) 施設の解体・撤去関連業務
  - ア 解体工事計画書の作成
  - イ 解体工事設計図書（図面・内訳明細書）の作成
  - ウ 建物、工作物、地中埋設物等の解体・撤去工事
  - エ 敷地内のインフラ、地中埋設物等の盛替え
- (4) 工事監理業務
  - ア 工事監理
  - イ 工事監理図書の作成
- (5) 備品等の設置業務
  - ア 備品の調達、設置
  - イ 備品管理台帳の作成
- (6) その他の業務
  - ア 各種申請及び手続き等
  - イ 交付金等に関する補助
  - ウ 本施設等及びその他施設の引渡し

#### 43. 施設整備費

サービス対価Aに相当する金額及びサービス対価Bに相当する金額（割賦金利相当額を除く。）の合計額をいう。

#### 44. 自主事業

本事業の目的に合致する範囲において事業者が運営業務の一環として本件施設で実施する事業であって、当該事業より得られる収益を原則として自らの収益とすることが出来るものとして、事業者提案で特定された事業をいう。

#### 45. 設計・建設期間

本契約締結日の翌日から最終の本施設等の引渡予定日までの期間をいう。ただし、事業者が最終の本施設等の引渡予定日までにすべての本施設等を完工できなかった場合には、市がすべての本施設等の完工後その引渡しを受けた日までの期間をいう。

#### 46. 設計企業

事業者から設計業務を直接に受託し又は請け負う者である\_\_\_\_\_をいう。

47. 設計業務

要求水準書において施設整備業務の内容として要求された業務のうちの設計業務及び設計関連業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「設計」とは、当該業務を行うことをいう。

48. 設計図書

基本設計図書、実施設計図書、及び本施設等についてのその他の設計に関する図書（本契約に定める条件に従い設計図書が変更された場合には、当該変更部分を含む。）の総称をいう。

49. 設計図書等

設計図書、工事完成図書及びその他本契約の施設整備業務に関連して市の要求に基づき作成される一切の書類をいう。

50. モニタリング計画書

第 20 条第 1 項から第 3 項までに基づき事業者が市に提出し、市の承認を得た最新版のモニタリング計画書をいう。

51. 着工日

各本工事に関し、当該本工事に係る着工日として事業スケジュールにおいて定められた日をいう。

52. 長期修繕計画書

第 24 条第 2 項から第 4 項までに基づき事業者が市に提出し、市の確認を得た最新版の長期修繕計画書をいう。

53. 統括管理業務

本業務のうち本事業の統括管理に関する以下の業務を総称していい、詳細は要求水準書及び事業者提案による。

- (1) 統括マネジメント業務
- (2) 総務・経理業務
- (3) 事業評価業務

54. 統括管理責任者

設計・建設期間、開業準備期間及び運営・維持管理期間に関し、第 18 条第 1 項に基づき事業者がそれぞれ設置する当該期間に係る統括管理責任者をいう。なお、本契約の各規定の適用においては、別段の定めがない限り、当該規定の適用がある期間に係る統括管理責任者のみをいうものとする。

55. 入札説明書

令和 5 年●月●日付西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業入札説明書（その後の変更を含む。）をいう。

56. 入札説明書等

入札説明書及びその添付資料、要求水準書及びその資料、落札者決定基準、様式集など入札公告時に示した資料（その後の変更を含む。）の総称をいう。

57. 入札説明書等質疑回答

入札説明書等に関する質問に対する市の回答書の総称をいう。

58. 年度統括管理計画書

第 21 条第 1 項に基づき事業者が市に提出する年度統括管理計画書をいう。

59. 年度統括管理報告書

第 22 条第 1 項に基づき事業者が市に提出する年度統括管理報告書をいう。

60. 年度業務計画書

個別業務の業務責任者が作成し、第 25 条第 1 項に基づき事業者が市に提出する年度業務計画書をいう。

61. 年度業務報告書

個別業務の業務責任者が作成し、第 26 条第 1 項に基づき事業者が市に提出する日報、月次報告書、四半期報告書及び年次報告書の総称をいう。

62. 引渡日

各本施設等に関し、当該本施設等が実際に市に引き渡された日をいう。

63. 引渡予定日

各本施設等に関し、当該本施設等に係る引渡予定日として事業スケジュールに定める日又は本契約に従い変更されたその他の日をいう。

64. 備品一覧

要求水準書資料 15-1 に規定される管理上必要な備品一覧に基づき、事業者提案により提案される備品一覧をいう。

65. 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震、公衆衛生上の緊急事態、有毒ガスの自然発生その他の自然災害、又は火災、騒擾、騒乱、暴動、戦争、テロ、有毒ガスの人為的発生その他の人為的な現象のうち通常の見込まれる範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的若しくは人為的な事象であって、取引上又は社会通念上要求される一切の注意や予防措置を講じても、損害を防止できないものをいい、本施設や本事業に直接物理的な影響がなくとも、落雷等を原因とする送電線の破断による送電の停止などの間接的事由も含むものとする。疑義を避けるため、「不可抗力」とは、本契約の締結後に発生する事象に限られ、本契約の締結時に存在する土地の瑕疵及び埋蔵物並びに既存施設の瑕疵の存在は含まれないことを確認する。

66. 法令等



法律、政令、規則、命令、省令、条例、通達、行政処分、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置等を総称する。なお、本契約上で表示される特定の「法令」は、別段の定義がなされている場合を除き、いずれもその適用時点までの改正が当然に含まれ、また、「法令変更」は、法律・政令・規則・命令・省令・条例の公布、行政処分・通達・行政指導・ガイドラインの発出、裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断の宣告その他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等が本事業又は事業者に適用されることが予見可能になった時点でなされたものとする。

67. 本業務

本事業において事業者が行う統括管理業務、施設整備業務及び施設供用等業務の総称をいう。

68. 本契約締結日

本契約の仮契約が西宮市議会の議決を経て本契約となった日をいう。

69. 本件施設

本事業において、事業者が本契約に従い運営・維持管理を行う、事業用地上の施設をいい、別紙2（事業概要）第2項に示す施設構成において「本件施設」と示された施設（これらに付随する外構、施設及び設備を含む。）をいう。

70. 本工事

本事業に関し設計図書に従った、解体施設の解体工事、本施設等の建設工事及びその他の施設整備業務に基づく関連工事をいう。

71. 本事業

PFI法に基づき、市が特定事業として選定した西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業をいう。

72. 本事業関連書類

入札説明書等、入札説明書等質疑回答、基本協定書及び事業者提案の総称をいう。

73. 本施設

本事業において、事業者が本契約に従いその設計、工事監理及び建設を行う、事業用地に整備される施設をいい、別紙2（事業概要）第2項に示す施設構成において「本施設」（これらに付随する外構、施設及び設備を含む。）をいう。

74. 本施設等

本事業において、本施設並びに事業者が本契約に従いその設計、工事監理及び建設を行う、事業用地内外に整備される施設をいい、別紙2（事業概要）第2項に示す施設構成において「その他施設」（これらに付随する外構、施設及び設備を含む。）を個別に又は総称していう。

75. 本指定

事業者を、本件施設の指定管理者として指定することをいう。

76. 本条例

西宮市都市公園条例（昭和 32 年西宮市条例第 17 号）、西宮市運動施設条例（昭和 40 年西宮市条例第 21 号）、西宮市運動施設条例施行規則（平成 26 年西宮市規則第 1 号）その他の細則（同条例に基づきなされる本事業に係る市の議決を含む。）の総称をいう。

77. 民間提案施設

民間提案施設業務のために事業者提案に基づき整備された施設、設備等をいう。

78. 民間提案施設業務

本事業の目的に合致する範囲において事業者が本件施設との相乗効果を上げるために民間提案施設企業をして実施させる事業であって、当該事業より得られる収益を原則として民間提案施設企業が自らの収益とすることができるものとして、事業者提案で特定された事業をいう。

79. 民間提案施設企業

民間提案施設業務に当たる者である\_\_\_\_\_をいう。

80. モニタリング

要求水準書及び事業者提案に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙 7（モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法）の規定に基づき、本業務につき行われる各種の調査及び確認をいう。

81. 要求水準

本事業において事業者が実施する業務に関して市が要求するサービスの水準であって、要求水準書及びこれに付随する文書において示された業務の基準をいう。なお、事業者提案に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回る場合は、その限度において、事業者提案に記載された性能又は水準が要求水準となる。

82. 要求水準書

本事業に関し令和 5 年●月●日に入札説明書とともに公表された要求水準書をいう。

83. 落札者

本事業の実施に関して入札手続により選定された複数の企業からなる企業グループをいい、構成員、協力企業及び民間提案施設企業をいう。

84. PFI 法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

以 上

## 別紙2 事業概要

(第3条関係)

### 1. 事業対象用地

施設名称		西宮中央運動公園	
地番		<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県西宮市河原町 3, 3-2, 8, 23, 28-2</li> <li>・兵庫県西宮市中屋町 29, 39</li> </ul>	
事業対象敷地面積		65,153.25 m <sup>2</sup> ：都市公園区域 ※内 61,018.60 m <sup>2</sup> ：都市計画公園区域…整備対象敷地面積 4,134.65 m <sup>2</sup> ：テニスコート用地…運営・維持管理のみ 中屋町駐車場 1,500 m <sup>2</sup> ：都市公園区域外…運営・維持管理のみ	
現 施 設	整備対象 敷地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央体育館（バスケットボール2面）</li> <li>・武道場（柔道1面、剣道1面、格技場（柔道2面分））</li> <li>・西宮スポーツセンター（マシンジム、プレイング ルーム、卓球場等）</li> <li>・中央多目的グラウンド（1面）</li> <li>・陸上競技場（第4種公認400mトラック、ベンチ観覧席50 席）</li> <li>・第1（河原町）駐車場（一般92台＋障害者用2台）等</li> </ul>	解体対象
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水貯留槽（450 m<sup>3</sup>）</li> </ul>	継続利用
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東411号水路、東412号水路</li> </ul>	改築、 付替え、 移設
	整備対象 敷地外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央運動公園テニスコート（5面、更衣室、シャワー室）</li> <li>・第2（中屋町）駐車場（一般48台＋障害者用3台）</li> </ul>	継続利用
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東402号水路</li> </ul>	改築、 付替え

### 2. 本事業の施設構成

区分			諸室名・内容
本 件 施 設	本 施 設	公園 施設	だれもが遊べる遊具広場（ちびっこ広場）
			四阿（あずまや）等の休憩施設、トイレ、ウォーキング・ランニングコース、屋外多目的コート、壁打ちテニスコート
			エントランス広場・にぎわい創出広場
			園路・通路、駐輪場・駐車場、外灯等
		防災 施設	防災備蓄倉庫、臨時ヘリポート（陸上競技場フィールド内）、マンホールトイレ、防災行政無線屋外拡声子局、井戸、防災サイン、防火水槽等
		雨水 貯留槽	3,500 m <sup>3</sup> 程度 ※既存に追加して新設 ※運営・維持管理対象外（整備のみ）
		水路	東411号水路、東412号水路の改築・付替え・移設
公園管 理倉庫	32 m <sup>2</sup> 程度（16 m <sup>2</sup> 程度×2室） 公園管理倉庫、大気汚染常時監視測定局		

区分		諸室名・内容
既存施設		※既存大気汚染常時監視測定局を撤去し新設 ※測定局部分のみ運営・維持管理対象外（整備のみ）
	建築施設	新中央体育館 メインアリーナ、サブアリーナ、メインアリーナ観覧席、武道場、会議室（多目的室）、救護室、授乳室、エントランス、更衣・シャワー室、男・女トイレ、バリアフリートイレ、管理事務室、市担当課分室、器具庫、機械室等
		新陸上競技場 トラック・フィールド、観覧席（メインスタンド）、その他ウォーミングアップ兼観覧スペース、更衣・シャワー室、器具庫、トイレ、控室、会議室等
	テニスコート	テニスコート、クラブハウス、男・女更衣室、男・女トイレ等 ※継続利用、運営・維持管理のみ
	第2（中屋町）駐車場	一般48台、障害者用3台 ※継続利用、運営・維持管理のみ
その他施設	事業用地内	計画地南西側の青木町交差点に面した角地に本事業とは別に建設する公共施設（消防署）予定地の造成 ※詳細設計及び施工のみ
	事業用地外	市道西第715号線の道路改良工事に伴う歩道の整備・東402号水路の改築または付替え、雨水貯留槽整備に伴う導流渠の整備 ※基本設計、詳細設計及び施工
民間提案施設		事業者提案による民間施設

### 3. 既存施設の概要

整備対象敷地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央体育館（バスケットボール2面）</li> <li>武道場（柔道1面、剣道1面、格技場（柔道2面分））</li> <li>西宮スポーツセンター（マシンジム、プレイングルーム、卓球場等）</li> <li>中央多目的グラウンド（1面）</li> <li>陸上競技場（第4種公認400mトラック、ベンチ観覧席500席）</li> <li>第1（河原町）駐車場（一般92台＋障害者用2台）等</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水貯留槽（450m<sup>3</sup>）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>東411号水路、東412号水路</li> </ul>
整備対象敷地外	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央運動公園テニスコート（5面、更衣室、シャワー室）</li> <li>第2（中屋町）駐車場（一般48台＋障害者用3台）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>東402号水路</li> </ul>

以上

### 別紙3 事業スケジュール

(第4条関係)

【※ 各本件施設に関し、次の区分で要求水準書に基づき事業者提案で定められる。】

設計業務開始	本契約締結日の翌日
設計・建設期間	本契約締結日の翌日から____年____月____日
着工日	____年____月____日
引渡予定日	____年____月____日
開業準備業務開始	____年____月____日
開業準備期間	____年____月____日から____年____月____日
供用開始予定日	____年____月____日
運営・維持管理期間	____年____月____日から____年____月____日

以 上

## 別紙4 保険

(第32条、第54条、第77条関係)

### 1. 設計・建設期間中の保険

(1) 建設工事保険：各本工事中の工事目的物に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用を補償。

- ・対象 当該本工事に関するすべての建設資産
- ・補償額 当該本工事の工事目的物の再調達金額
- ・期間 当該本工事の着工日から引渡日まで
- ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とする。

(2) 第三者賠償責任保険：各本工事中の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。

- ・対象 当該本工事の工事現場内における建設期間中の法律上の賠償責任
- ・補償額 対人：1名あたり1億円、1事故あたり10億円  
対物：1事故あたり1億円
- ・期間 当該本工事の着工日から引渡日まで
- ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とし、交差責任担保特約を付ける。

(3) 普通火災保険：各本工事中の工事目的物の火災等により当該工事目的物に損害が生じた場合、その損害を補償。

- ・対象 当該本工事の工事目的物
- ・補償額 出来形の再調達金額
- ・期間 当該本工事の着工日から引渡日まで

### 2. 開業準備期間及び運営・維持管理期間の保険

(1) 第三者賠償責任保険：開業準備期間及び運営・維持管理期間の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。

- ・対象 本件施設内における開業準備期間及び運営・維持管理期間の法律上の賠償責任
- ・補償額 対人：1名あたり1億円、1事故あたり10億円  
対物：1事故あたり1億円
- ・期間 引渡日の翌日から事業終了日まで
- ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とし、交差責任担保特約を付ける。

(2) 普通火災保険：開業準備期間及び運営・維持管理期間の火災等により本件施設に損害が生じた場合、その損害を補償。

- ・対象 本件施設
- ・補償額 再調達金額
- ・期間 引渡日の翌日から事業終了日まで

※上記保険以外の保険の付保については、事業者提案とする。

なお、開業準備期間及び運営・維持管理期間中の保険については、事業者が上記の保険を付保した場合と同等の効果がある手法を提案し、市がこれを認めた場合には、これによるものとする。

以 上

## 別紙5 保証書の様式

(第46条関係)

〔建設企業〕（以下「保証人」という。）は、西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業（以下「本事業」という。）に関連して、事業者が西宮市（以下「市」という。）との間で締結した〔 〕年〔 〕月〔 〕日付け事業契約書（以下「本契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する本保証書第1条の債務につき、事業者と連帯して保証する。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において別途定義された場合を除き、本契約において定められる用語と同様の意味を有する。

### 第1条（保証）

保証人は、本契約第46条第1項に基づき事業者が市に対して負う債務（契約不適合に起因する本契約第87条に基づく違約金、損害賠償等の支払債務を含め、以下「主債務」という。）を、事業者と連帯して保証する。

### 第2条（通知義務）

市は、本保証書の差入日以降において、本契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証書の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

### 第3条（保証債務の履行の請求）

- 1 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である場合には、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務全額の履行を完了しなければならない。

### 第4条（求償権の行使）

保証人は、本契約に基づく事業者の市に対する債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

### 第5条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証書を解約及び撤回することができない。



2 本保証書に基づく保証人の義務は、本契約に基づく事業者の市に対する債務がすべて履行されるか又は消滅した場合、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証書に関するすべての紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

[ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

保証人： [ ]

代表取締役 [ ]

**別紙6 サービス対価の構成及び支払方法**  
(第78条、第79条関係)

入札説明書 別紙2「サービス対価の構成及び支払方法」に基づく事業者提案により規定される。

別紙7 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法  
(第80条、第81条、第93条、第94条関係)

入札説明書 別紙3「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」に基づき規定される。

## 別紙8 法令変更による費用の負担割合

(第7条、第35条、第37条、第41条、第43条、第48条、第56条、第63条、第69条、第95条、第96条関係)

	市負担割合	事業者負担割合
① 本事業に特別に影響を及ぼす法令等（税制度を除く）の新設・変更の場合	100%	0%
② 事業者の利益に課される税制度以外の税制度の新設・変更	100%	0%
③ ①及び②以外の法令等の新設・変更の場合	0%	100%

なお、①の本事業に特別に影響を及ぼす法令等とは、本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、これに該当しない消費税その他の税制変更並びに事業者又は本事業に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。

また、上記にかかわらず、自主事業又は民間提案施設業務に関して法令等の変更により事業者が増加費用が発生した場合は、当該増加費用はすべて事業者の負担とする。

以上

## 別紙9 不可抗力

(第7条、第31条、第35条、第37条、第39条、第41条、第43条、第48条、第56条、第63条、第69条、第82条、第98条、第99条関係)

事業者及び市は、次の各号に定める額を合算してそれぞれ負担するものとする。なお、不可抗力が生じ、民間提案施設又は当該施設に関して事業者に損害（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下本別紙9において同じ。）、損失及び費用が発生した場合であっても、いかなる理由であれ、当該損害、損失及び費用はすべて事業者が負担する。

### 1 供用開始日が未到来の本施設等についての負担額

不可抗力が生じ、供用開始日が未到来の本施設等又は当該本施設等に関して事業者に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が、累計で、サービス対価（当該本施設等に係る施設整備費相当分をいい、本契約締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。

### 2 本施設以外の本件施設及び供用開始日が到来した本施設

不可抗力が生じ、本施設以外の本件施設若しくは供用開始日が到来した本施設又はこれらの施設に関して事業者に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス対価（施設供用等業務費相当分をいい、本契約締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。

以 上